

第 3 4 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午後 5 時 5 0 分～午後 7 時 2 0 分 高石市役所別館 1 階 会議室 1 1 3	
出席委員	3 名全員 (大学教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	契約検査課：沼守課長、武田参事、光川主任、濱田主任 土木管理課：伊奈課長、田宮課長代理 建築住宅課：松本課長代理 上下水道課：上田課長、北口課長代理、近藤課長代理、植山主査	
審議対象期間	令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争札 ・高師浜総合運動施設改修工事 ・9-6号線他管布設工事 (面整備) ・高石配水場計装設備更新工事 ・羽衣小学校及び東羽衣小学校空調設備更新工事 ・綾園保育所調理室空調設備更新工事 ・庁舎別館空調設備更新工事AHP6, 12に伴う附帯工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。 前回の事案である工事 (庁舎本館受変電設備更新工事) の調査結果については、未だ疑義があるため引き続き審議する。まずは、入札参加者の工事費内訳書の提供を受け、委員側で調査方法を検討のうえ、事務局に指示する。事務局は、共謀がなかったといえる資料等の提出を検討されたい。	

委員	事務局
1 令和5年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和5年度上半期の令和5年4月1日～令和5年9月30日では、総契約件数が26件、契約金額の合計は7億713万6980円、平均落札率は82.5%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札及び随意契約であり、一般競争入札、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が18件、随意契約が2件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が6件、随意契約については該当がなかった。</p> <p>昨年度との比較では、令和4年度上半期が、契約件数30件、契約金額が約7億9017万円に対し、今年度上半期は、契約件数が26件、契約金額が約7億713万円と、契約件数、契約金額ともに減少している。</p> <p>今年度上半期の工事の特徴として、契約検査課発注分については、大規模な土木工事として9-6号線他管布設工事、高師浜総合運動施設改修工事等を発注したほか、市内全7小学校の空調設備更新工事をはじめ、公共施設における電気設備の修繕・新設工事を多数発注した。</p> <p>水道事業については、高石配水場計装設備更新工事や引き続き水道の老朽管更新工事に力を入れているほか、都市計画道路の整備に伴う配水管の整備工事を発注した。</p>
2 令和5年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和5年度上半期は2件の指名停止措置を行い、談合情報、契約解除についてはいずれも</p>

<p>○事故を生じさせたことによる指名停止措置について</p> <p>道路陥没の原因は、どのように判明したのか。</p>	<p>も該当は無かった。</p> <p>布設中の管口の養生方法が不適切であったために豪雨により流動化した土砂が流入したことが陥没の原因であった。</p>
<p>3 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約金額の高額な案件、抽選になっていない事案と、前回、入札結果に疑義があった工事と同じ工種の電気工事を抽出した。</p> <p>○高師浜総合運動施設改修工事</p> <p>辞退理由は。</p> <p>工事内容は。</p> <p>最低制限価格での応札も含めて応札価格にばらつきがあるが、その理由は。</p> <p>外注部分の積算は、どのように決定しているか。</p>	<p>技術者の配置が困難であること、積算の結果、予定価格内での応札が困難との理由が確認できた。</p> <p>3 人制のバスケットボールコート of 整備 2 面及び新たに設置する照明設備の整備である。</p> <p>本件は、バスケットボールコート of 整備という、本市では稀な工事内容であることから、外注の比率が高く、高値の応札になったことや、各業者の得意不得意が影響したのではないかと推察している。</p> <p>外注部分の専門業者から、仮見積もりを徴取し、算定している。</p>

<p>○9-6 号線他管布設工事（面整備）</p> <p>辞退理由は。</p> <p>○高石配水場計装設備更新工事</p> <p>辞退理由は。</p> <p>難易度の高い工事なのか。</p> <p>参加者が限定される工事の業者選定については、競争性の確保等に留意されたい。</p> <p>○羽衣小学校および東羽衣小学校空調設備更新工事</p> <p>高石市指名競争入札参加者選定基準第 5 条のただし書きにより、制限対象の 4 社のうち、対象工事の契約金額が最も低い 1 社を選定に加えたところがあるが、契約金額が最も低いという基準で選定した理由は。</p> <p>従来からそのような運用を行っているという認識でよいか。</p> <p>選定基準の選定数か選定制限か、どちらを重視しているのか。</p>	<p>既に他の工事等を受注しているため、受注体制を整えることが困難であったと確認している。</p> <p>既に他の工事受注しているため、技術者の配置が困難であると確認できた。また、計装設備の更新工事のため、既存設備のメーカーと取引がない業者は、敬遠したものと推察される。</p> <p>機器等の更新を行うものであり、特段、難易度が高いという内容ではない。</p> <p>市内業者の受注機会確保の観点から、選定数を満たす必要最小限の業者を選定に戻すという取り扱いで選定をおこなっている。その際、当該年度の契約金額が最も少ない業者に受注機会を与えようという趣旨である。</p> <p>お見込みの通り。</p> <p>高石市指名競争入札参加者選定基準第 6 条のとおり、選定数を満たすことが大前提である。</p>
--	---

<p>契約金額が低い業者から選定に戻すことについて、一定理解はできるが、同基準に明文化されている方法ではないため、恣意的な運用がなされないよう留意願いたい。</p> <p>○綾園保育所調理室空調設備更新工事</p> <p>小学校の空調設備更新工事と比べ、1台あたりの単価が大きいが、その理由は。</p> <p>○庁舎別館空調設備更新工事 AHP6, 12 に伴う附帯工事</p> <p>随意契約とした理由は。</p> <p>判断の経緯について対外的に説明できるよう、客観的な資料を作成されたい。</p> <p>○その他</p> <p>前回の委員会で調査指示のあった、庁舎本館受変電設備更新工事について</p> <p>1社だけ2万円低くなった項目はどこか。</p> <p>各参加者の内訳書の提供は可能か。</p> <p>今回の聞き取り調査では不十分なため、内訳書の提供をうけたうえで、委員から調査方法等を指示する。事務局は、共謀がなかったといえる資料等の提出を検討されたい。</p>	<p>調理室のため、錆や湿気に強いエアコンを使用しなければならないので高額になっている。</p> <p>入札に付する場合と比較し、工期及び経費が削減できるため、市にとって有利であると判断した。</p> <p>内訳書の提出を求めているが、業者ごとに見積もる金額は異なるので、単純に項目で比較することは難しい。</p> <p>後日、各委員に提出する。</p>
--	---